

宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、県内の宿泊施設における新型コロナウイルス感染防止対策強化及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新たな需要の取込のため、宿泊施設感染防止対策強化事業、新たな需要に対応するための取組事業又はその両方を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「宿泊施設感染防止対策強化事業」とは、認証宿泊事業者が新型コロナウイルス感染防止対策を強化するために機器等購入又は設備改修を行う事業をいう。
- (2) この要綱において「新たな需要に対応するための取組事業」とは、認証宿泊事業者が新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化や旅行者の行動変容を踏まえ、マイクロツーリズム等の新たな観光需要を取り込むための事業をいう。
- (3) この要綱において「認証宿泊事業者」とは、ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度実施要綱（令和3年6月25日施行）（以下、「認証制度」という。）に基づき、認証された施設の宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）又は認証される見込みのある施設の宿泊事業者をいう。
- (4) この要綱において「遡及適用日」とは、「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日観観振第26号）」別紙4の補助対象経費の遡及適用日をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類は次のアからエまでとする。ただし、補助対象経費のうち、申請までに既に支払った機器等購入に要する経費のみの交付申請を行う場合に限り、提出資料はエ及びオとする。
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が別に定める書類
 - オ 交付申請書兼実績報告書（様式第9号）

- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 認証宿泊事業者は、認証制度に基づいて令和3年度中に認証されなければならないこととし、認証されなかった場合は、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて(4)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者等に相当の利益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第6号）

イ 収支決算書（様式第3号）

ウ その他知事が別に定める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は令和4年3月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

別表に定める補助対象経費のうち、(1) 宿泊施設感染防止対策強化事業「機器等購入」に区分される経費を除き、概算払いできるものとし、提出書類は次のとおりとする。

- (1) 概算払請求書(様式第7号)
- (2) 資金状況調べ(様式第4号)

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で徐して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金に適用する。

この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表 補助の対象及び補助率

(1) 宿泊施設感染防止対策強化事業

区分	機器等購入	設備改修	
補助の対象	<p>遡及適用日以降に、機器等購入に要した経費のうち、消耗品費、備品購入費、その他事業の実施に必要と知事が認める経費</p>	<p>遡及適用日以降に、設備改修に要した経費のうち、工事費、その他事業の実施に必要と知事が認める経費</p>	
補助率	<p>上記のうち、遡及適用日以降に契約し、令和4年3月10日までに納品及び支払いが完了した経費</p>	<p>上記のうち、遡及適用日から令和3年5月19日までに契約し、令和4年3月10日までに工事及び支払いが完了した経費</p>	<p>上記のうち、令和3年5月20日以降に契約し、令和4年3月10日までに工事及び支払いが完了した経費</p>
	<p>補助対象事業費の10分の10以内とする。</p>	<p>補助対象事業費の2分の1以内とする。</p>	<p>補助対象事業費の4分の3以内とする。</p>
補助対象事業費の上限額	50万円/施設	1,000万円/施設	
備考	<p>機器等購入及び設備改修は併せて行うことができることとする。ただし、合計の補助対象事業費の上限額は1,000万円とする。</p>		

(2) 新たな需要に対応するための取組事業

補助の対象	遡及適用日以降に、新たな需要に対応するための取組に要した経費のうち、消耗品費、備品購入費、工事費、その他事業の実施に必要と知事が認める経費	
補助率	上記のうち、遡及適用日から令和3年8月15日までに契約し、令和4年3月10日までに工事及び支払いが完了した経費	上記のうち、令和3年8月16日以降に契約し、令和4年3月10日までに工事及び支払いが完了した経費
	補助対象事業費の2分の1以内とする。	補助対象事業費の3分の2以内とする。
補助対象事業費の上限額	1,000万円/施設	
備考	補助金として算出された額に10,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	

※(1)及び(2)は併せて行うことができることとする。ただし、合計の補助対象事業費の上限額は1,000万円とする。

※ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度促進事業費補助金交付要綱(令和3年6月30日付け施行)の第3(1)における「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」の認証を取得した施設又は認証される見込みのある施設における経費は、補助対象外とする。

宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金交付申請書

申請日 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

事業者	所在地 (住所)	
	フリガナ	
	名称	
代表者	役職	
	フリガナ	
	氏名	
担当者	役職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス (任意)	

令和3年度において宿泊施設感染防止対策強化事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。(なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。)

1 交付申請

金額	_____ 円 (補助金所要額) - (補助金に係る消費税仕入控除税額等) _____ 円 - _____ 円
----	---

2 概算払の承認申請 (概算払いを希望する場合)

金額	_____ 円
理由	
時期	

3 口座振替先

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人 (カナ)	

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

事業計画書（変更事業計画書）

1 事業の内容

事業主体名	
事業計画内容	

2 経費の内訳

区分（対象期間）		補助対象事業費	補助金
機器等購入 （遡及適用日*以降）		_____円 （最高 50 万円）	_____円 （補助率 10/10、最高 50 万円）
設備 改 修	（令和 3 年 5 月 20 日以降）	_____円 （最高 1,000 万円）	_____円 （補助率 3/4、最高 750 万円）
	（遡及適用日*から令和 3 年 5 月 19 日まで）	_____円 （最高 1,000 万円）	_____円 （補助率 1/2、最高 500 万円）
	小計	_____円 （最高 1,000 万円）	_____円 （最高 750 万円）
新 た な 需 要 対 応	（令和 3 年 8 月 16 日以降）	_____円 （最高 1,000 万円）	_____円 （補助率 2/3、最高 666 万円）
	（遡及適用日*から令和 3 年 8 月 15 日まで）	_____円 （最高 1,000 万円）	_____円 （補助率 1/2、最高 500 万円）
	小計	_____円 （最高 1,000 万円）	_____円 （最高 666 万円）
合計		_____円 （最高 1,000 万円）	_____円 （最高 762.5 万円）

*遡及適用日は令和 2 年 5 月 14 日

3 事業完了予定年月日

_____年 ____月 ____日

(注1) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

(注2) 補助対象の内容、購入先、金額及び消費税額がわかる見積書を添付すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

資金状況調べ

区分 月別	収入			支出			差引残高
			計			計	
	円	円	円	円	円	円	円
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

宿泊施設感染防止対策強化事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた宿泊施設感染防止対策強化事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
 名称
 代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた宿泊施設感染防止対策強化事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業完了年月日		年 月 日		
事業実施内容				
経費の内訳	区分 (対象期間)	補助対象事業費	補助金	
	機器等購入 (遡及適用日*以降)	_____円 (最高 50 万円)	_____円 (補助率 10/10、最高 50 万円)	
	設備 改修	(令和3年5月20日以降)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 3/4、最高 750 万円)
		(遡及適用日*から令和3年5月19日まで)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 1/2、最高 500 万円)
		小計	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 750 万円)
	新たな 需要 対応	(令和3年8月16日以降)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 2/3、最高 666 万円)
		(遡及適用日*から令和3年8月15日まで)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 1/2、最高 500 万円)
		小計	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 666 万円)
	合計		_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 762.5 万円)

*遡及適用日は令和2年5月14日

<関係書類>

- ・添付書類チェック表兼宣誓書
- ・添付書類チェック表で定められた書類

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた宿泊施設感染防止対策強化事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | | |

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金交付申請兼実績報告書

申請日 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

事業者	所在地（住所）	
	フリガナ	
	名称	
代表者	役職	
	フリガナ	
	氏名	
担当者	役職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス(任意)	

令和3年度において宿泊施設感染防止対策強化事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額	_____ 円 （補助金所要額） - （補助金に係る消費税仕入控除税額等） _____ 円 - _____ 円				
事業の内容	設置施設名・住所	購入品名	金額(税抜)	購入店名	支払日(予定日)
経費の内訳	補助対象事業費		補助金		
	_____ 円 (最高 50 万円)		_____ 円 (補助率 10/10、最高 50 万円)		
金融機関名					
支店名					
口座種別					
口座番号					
口座名義人(カナ)					

<関係書類>

- ・添付書類チェック表兼宣誓書
- ・添付書類チェック表で定められた書類

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名